

# 三井住友カードが発行するモビットカード、FSカード両保有会員に関する特約

## 第1条（本特約の適用）

1. 2023年10月31日時点で、三井住友カード株式会社（以下「SMCC」といいます。）が発行するモビットカードとSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「FS」といいます。）が発行するカードの両方を保有する会員（以下「両保有会員」といいます。）は、2024年4月1日を予定するSMCCとFSとの合併（以下「合併」といいます。）以降、モビットカード会員規約（以下「モビット規約」といいます。）に定めるカードローン（以下「モビットローン」といいます。）とFSカード会員規約等（以下「FS規約」といい、【別表1】の通りとします。）に定める「カードキャッシング」および「カードローン」（以下「FSローン」といいます。）について、モビット規約およびFS規約に追加して、本特約の適用を受けるものとし、  
2. 前項にかかわらず、2023年10月31日時点でSMCCおよびFSが両保有会員であると認めなかった会員またはFSが指定するカード銘柄（詳細は【別表2】の通りとします。）の会員については、本特約は適用されないものとし、  
3. 前2項の規定にかかわらず、合併日までの間に会員資格を喪失した会員およびモビットカードについて一定の利用停止措置がとられている会員（利用停止措置がとられていながら前項の通知が発送された会員は除きます。）については、本特約の適用を受けないものとし、

## 第2条（両保有会員の分類）

本特約の適用を受ける両保有会員は、2024年3月9日時点における（以下「基準日」といいます。）モビットローン、FSローンの利用状況等に応じ、以下の通り分類されるものとし、

1. 基準日時点で、FSローンのお借入残高がない方は、「両保有会員①」とします。但し、2022年4月1日以降にFSの海外キャッシングを1度でもご利用された方、または2024年4月1日時点で満74歳以上の方、その他SMCCおよびFSから別途の通知を行った会員（当該通知の到達有無は問わないものとし、）は除くものとし、次条以下の適用に当たり両保有会員②と同様に取り扱うものとし、
2. 基準日時点で、FSローンのお借入残高のある方は、「両保有会員②」とします。

## 第3条（規約の統合等）

1. 両保有会員①に対しては、合併日以降、FSローンについて、FS規約のうちFSローン（海外キャッシングに係るものは除く）に関連する規約（以下「FSローン関連規約」といい、詳細は【別表3】の通りとします。）はモビット規約の内容に全面的に変更され統合されるものとし、以後FSローンについてはモビット規約を適用するものとし、

モビット規約 URL : <https://www.mobit.ne.jp/popup/kiyaku.html>

2. 両保有会員②に対しては、合併日以降も引き続き、モビットローンにつきモビット規約、FSローンにつきFS規約をそれぞれ適用するものとし、変更は行われぬものとし、

モビット規約 URL : <https://www.mobit.ne.jp/popup/kiyaku.html>

FS 規約 (※) URL : <https://www.cedyna.co.jp/kiyaku/main>

(※) FS 規約は、複数の規約があるため、ご自身の保有しているカード名称からご検索ください。

#### 第4条 (合併日以降のローン利用枠の設定等)

両保有会員は、基準日時点の FS ローン、モビットローン利用枠に基づき、合併日以降の FS ローン、モビットローン利用枠が以下の通り設定されることを予め承諾するものとします。

1. 両保有会員①については、FS ローン利用枠の全額を国内キャッシングの利用枠とした上でモビットローン利用枠を合算のうえ次条に従うものとします。なおこれに伴い海外キャッシングの利用枠は0円となります。
2. 両保有会員②については、合併日以降、本特約の規定による変更はされず、FS ローン利用枠とモビットローン利用枠をそれぞれ利用いただけます。
3. 前各項にかかわらず、両保有会員は、その適用されるモビット規約、FS 規約の定めあるいは法令の定めに従い利用枠の変更があり得ることを承諾します。

#### 第5条 (カードの利用等)

1. 両保有会員①は、合併日以降の日で SMCC が合理的に定める日 (以下「システム対応完了日」といいます。) 以降、カードローンの利用について、前条第1項により定められた利用枠を利用できるものとなりますが、その利用方法は、モビットカードを利用しあるいはそれにかかるカード番号等を利用する方法に限られるものとし、FS カードあるいはそのカード番号等の利用はできないものとします。
2. 両保有会員②については、本特約によるカード利用の変更は行われたいものとします。
3. 両保有会員は、システム対応完了日までの間、その適用される FS 規約あるいはモビット規約の定めに従い、カードの利用が制限されあるいは停止される場合があることを承諾するものとします。

#### 【別表1】SMBC ファイナンスサービスのカード会員規約等の対象規約

SMBC ファイナンスサービスカード会員規約等	カード会員規約 (※別表あり形式)
	カード会員規約 (※別表なし形式)
	Ji!yuda!カード会員規約
	エディオンカード会員規約
	コスモ・ザ・カードハウスカード会員規約
	楽天銀行セディナカード会員規約
	セディナカードローン会員規約

	(その他) カード会員規約、ローンカード規約
--	------------------------

**【別表 2】 SMBC ファイナンスサービス指定するカード銘柄**

カード名称	QVC カード
	出光グループビジネスカードシステム
	宇佐美鉱油ビジネスカードシステム
	住商アグリビジネスお客様カード
	セディナオートリース給油専用カード
	トヨタカーリース給油専用カード
	バロープロカード
	ヒルティカード
	PRO PREMIUM CARD
	みずほオートリース給油専用カード
	ムサシビジネスカード
	ロイヤルホームセンタープロカード
(その他) 法人カード等、キャッシングサービス機能のないカード	

**【別表 3】 対象規約別の「キャッシングサービス・カードローン関連規約」の範囲**

対象規約	キャッシングサービス・カードローン関連規約の範囲
カード会員規約 (※別表あり形式)	第 2 条 (カードの機能) 第 3 条 (契約の成立) 第 5 条 (届出事項の変更) 第 6 条 (規約の変更) 第 7 条 (カードの貸与・有効期限)

	<p>第 8 条 (暗証番号)</p> <p>第 9 条 (カード利用可能枠又は制限金額)</p> <p>第 10 条 (カードの紛失・盗難等)</p> <p>第 11 条 (会員保障制度)</p> <p>第 12 条 (カード利用の一時停止)</p> <p>第 13 条 (付帯サービス)</p> <p>第 14 条 (支払方式)</p> <p>第 15 条 (支払方法・支払場所)</p> <p>第 16 条 (手数料率・利率の変更)</p> <p>第 17 条 (公租公課・費用等の負担)</p> <p>第 19 条 (日本国外の決済レート等)</p> <p>第 20 条 (充当順序)</p> <p>第 21 条 (相殺)</p> <p>第 24 条 (遅延損害金)</p> <p>第 25 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>第 26 条 (会員資格の取消)</p> <p>第 27 条 (退会)</p> <p>第 28 条 (反社会的勢力との取引の排除)</p> <p>第 29 条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止)</p> <p>第 30 条 (取引目的の申告)</p> <p>第 31 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 32 条 (準拠法)</p> <p>別表 &lt;カードキャッシング&gt; 貸金業法第 17 条第 2 項の記載事項等</p>
<p>カード会員規約 (※別表なし形式)</p>	<p>第 2 条 (カードの貸与・有効期限)</p> <p>第 4 条 (暗証番号)</p> <p>第 5 条 (カードの機能)</p> <p>第 6 条 (カードの利用可能枠)</p> <p>第 7 条 (お支払い)</p> <p>第 8 条 (日本国外の利用代金の円への換算等)</p> <p>第 9 条 (支払金等の充当順序)</p> <p>第 10 条 (公租公課・費用等の負担)</p> <p>第 11 条 (カードの紛失・盗難等)</p> <p>第 12 条 (会員保障制度)</p> <p>第 13 条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止)</p> <p>第 14 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>第 15 条 (相殺)</p> <p>第 16 条 (連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)</p> <p>第 17 条 (規約の変更)</p> <p>第 18 条 (準拠法)</p>

	<p>第 19 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 27 条 (カードキャッシングの利用方法)</p> <p>第 28 条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)</p> <p>第 29 条 (早期完済の場合の特約)</p> <p>第 30 条 (遅延損害金)</p> <p>第 31 条 (カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付)</p> <p>第 32 条 (収入証明書等について)</p> <p>第 33 条 (反社会的勢力との取引の排除)</p> <p>第 34 条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止)</p> <p>第 35 条 (取引目的の申告)</p> <p>第 36 条 (付帯サービス)</p>
<p>Ji!yuda!カード会員規約</p>	<p>第 2 条 (カードの貸与・有効期限)</p> <p>第 3 条 (暗証番号)</p> <p>第 4 条 (カードの機能)</p> <p>第 5 条 (カードの利用可能枠)</p> <p>第 6 条 (お支払い)</p> <p>第 7 条 (日本国外の利用代金の円への換算等)</p> <p>第 8 条 (支払金等の充当順序)</p> <p>第 9 条 (公租公課・費用等の負担)</p> <p>第 10 条 (カードの紛失・盗難等)</p> <p>第 11 条 (会員保障制度)</p> <p>第 12 条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止)</p> <p>第 13 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>第 14 条 (相殺)</p> <p>第 15 条 (連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)</p> <p>第 16 条 (規約の変更)</p> <p>第 17 条 (準拠法)</p> <p>第 18 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 26 条 (カードキャッシングの利用方法)</p> <p>第 27 条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)</p> <p>第 28 条 (早期完済の場合の特約)</p> <p>第 29 条 (遅延損害金)</p> <p>第 30 条 (カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付)</p> <p>第 31 条 (収入証明書等について)</p> <p>第 32 条 (反社会的勢力との取引の排除)</p> <p>第 33 条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止)</p> <p>第 34 条 (取引目的の申告)</p>

	第 35 条 (付帯サービス)
エディオンカード会員規約	第 2 条 (カードの貸与・有効期限) 第 3 条 (暗証番号) 第 4 条 (カードの機能) 第 5 条 (カードの利用可能枠) 第 6 条 (お支払い) 第 7 条 (日本国外の利用代金の円への換算等) 第 8 条 (支払金等の充当順序) 第 9 条 (公租公課・費用等の負担) 第 10 条 (カードの紛失・盗難等) 第 11 条 (会員保障制度) 第 12 条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止) 第 13 条 (期限の利益の喪失) 第 14 条 (相殺) 第 15 条 (連絡先に関する承諾及び届出事項の変更) 第 16 条 (規約の変更) 第 17 条 (準拠法) 第 18 条 (合意管轄裁判所) 第 28 条 (カードキャッシングの利用方法) 第 29 条 (カードキャッシングの支払金の支払方法) 第 30 条 (早期完済の場合の特約) 第 31 条 (遅延損害金) 第 32 条 (カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付) 第 33 条 (収入証明書等について) 第 34 条 (反社会的勢力との取引の排除) 第 35 条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止) 第 36 条 (取引目的の申告) 第 37 条 (付帯サービス)
コスモ・ザ・カード会員規約	第 1 章 [一般条項] 第 2 条 (カードの貸与と有効期限) 第 4 条 (暗証番号) 第 5 条 (カードの機能) 第 6 条 (カードの利用可能枠) 第 7 条 (残高承認) 第 8 条 (お支払い) 第 9 条 (公租公課・費用等の負担)

	<p>第10条 (支払い金等の充当順序)</p>
	<p>第11条 (期限の利益の喪失)  第12条 (遅延損害金)  第13条 (利率等の変更)  第14条 (カードの紛失・盗難等)  第15条 (会員保障制度)  第16条 (カードの再発行)  第17条 (連絡先に関する承諾および届出事項の変更)  第18条 (退会・カードの利用停止等とカードの返還)  第19条 (事務代行)  第20条 (相殺)  第21条 (準拠法)  第22条 (合意管轄裁判所)  第23条 (規約の変更)</p> <p>第3章 [キャッシング条項]  第1条 (キャッシングの利用方法)  第2条 (キャッシングの支払金の支払い方法)  第3条 (早期完済の場合の特約)  第4条 (キャッシング利用時およびお支払時の書面の交付)  第5条 (収入証明等)</p> <p>第4章 [その他]  第1条 (反社会的勢力との取引の排除)  第2条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止)  第3条 (取引目的の申告)  第4条 (付帯サービス)</p>
<p>楽天銀行セディナカード会員規約</p>	<p>第2条 (カードの貸与・有効期限)  第4条 (暗証番号)  第5条 (カードの機能)  第6条 (カードの利用可能枠)  第7条 (お支払い)  第8条 (日本国外の利用代金の円への換算等)  第9条 (支払金等の充当順序)  第10条 (公租公課・費用等の負担)  第11条 (カードの紛失・盗難等)  第12条 (会員保障制度)  第13条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止)</p>

	<p>第 14 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>第 15 条 (相殺)</p> <p>第 16 条 (連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)</p> <p>第 17 条 (規約の変更)</p> <p>第 18 条 (準拠法)</p> <p>第 19 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 27 条 (カードキャッシングの利用方法)</p> <p>第 28 条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)</p> <p>第 29 条 (早期完済の場合の特約)</p> <p>第 30 条 (遅延損害金)</p> <p>第 31 条 (カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付)</p> <p>第 32 条 (収入証明書等について)</p> <p>第 33 条 (反社会的勢力との取引の排除)</p> <p>第 34 条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止)</p> <p>第 35 条 (取引目的の申告)</p> <p>第 36 条 (付帯サービス)</p>
セディナカードローン会員規約	全条項
<p>(その他)</p> <p>カード会員規約、ローンカード規約</p>	<p>(※以下に該当する条項。条項番号・条項名は規約により異なる場合があります。)</p> <p>第 2 条 (カードの貸与・有効期限)</p> <p>第 3 条 (暗証番号)</p> <p>第 4 条 (カードの機能)</p> <p>第 5 条 (カードの利用可能枠)</p> <p>第 6 条 (お支払い)</p> <p>第 7 条 (日本国外の利用代金の円への換算等)</p> <p>第 8 条 (支払金等の充当順序)</p> <p>第 9 条 (公租公課・費用等の負担)</p> <p>第 10 条 (カードの紛失・盗難等)</p> <p>第 11 条 (会員保障制度)</p> <p>第 12 条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止)</p> <p>第 13 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>第 14 条 (相殺)</p> <p>第 15 条 (連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)</p> <p>第 16 条 (規約の変更)</p> <p>第 17 条 (準拠法)</p> <p>第 18 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 26 条 (カードキャッシングの利用方法)</p>



	<p>第 27 条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)</p> <p>第 28 条 (早期完済の場合の特約)</p> <p>第 29 条 (遅延損害金)</p> <p>第 30 条 (カードキャッシング利用時及びお支払時の書面の交付)</p> <p>第 31 条 (収入証明書等について)</p> <p>第 32 条 (反社会的勢力との取引の排除)</p> <p>第 33 条 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止)</p> <p>第 34 条 (取引目的の申告)</p> <p>第 35 条 (付帯サービス)</p>
--	---

※ 単に「第●条」とのみ記載するものは、当該条文全体を指します。

※ 上記個別条項の他キャッシングサービスに関連する規定内容を全て含むものとします。

※ 上記にかかわらず、海外キャッシングにかかる規約部分は統合の対象外とします。